

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催について

令和 3 年 1 月 29 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定

- 1 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員については、関係閣僚会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長を置き、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 6 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事概要等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 7 有識者会議の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。